



4 前二項の規定の適用を受ける身体障害者が入所し、又は入居している特定施設の設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該身体障害者に対し、この法律に定める援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。

5 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 身体に障害のある者を発見して、又はその相談に応じて、その福祉の増進を図るために必要な指導を行うこと。

二 身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。

4 市町村は、前項第二号の規定による情報の提供並びに同項第三号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八条に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う。当該市町村以外の者に委託することができる。

5 その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）に身体障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「身体障害者福祉司」という。）を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、第五項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの（次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。）については、身体障害者の更生援護に関する相談所（以下「身体障害者更生相談所」という。）の技術的援助及び助言を求めなければならぬ。

6 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第五項第三号に掲げる業務を行うに当つて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

7 市町村長は、この法律の規定による市町村の事務の全部又は一部をその管理に属する行政府に委任することができる。

#### 第九条の二 市町村の福祉事務所

（市町村の福祉事務所）

2 市の設置する福祉事務所に身体障害者福祉司の長は、この法律の施行に関し、主として前条第五項各号に掲げる業務又は同条第七項及び第八項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

3 市町村の設置する福祉事務所のうち身体障害者福祉司を置いている福祉事務所の長は、専門的相談指導を行うに当つて、特に専門的な知識及び技術を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

4 市町村の設置する福祉事務所のうち身体障害者福祉司を置くことができる。市町村に對し、特に専門的な知識及び技術を必要とするものとされる事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項、第二十六条第一項、第五十一条の十一、第七十四条並びに第七十六条第三項に規定する業務を行うものとする。

#### 第十一条 都道府県の実施者

（連絡調整等の実施者）

2 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 市町村の援護の実施に關し、市町村相互間の連絡調整、市町村に對する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 身体障害者の福祉に關し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

ハ 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

二 必要に応じ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条

（更生相談所）

2 都道府県知事は、市町村の援護の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に對し、必要な助言を行うことができる。

3 都道府県は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政府に限り、委任することができない。

4 市町村は、身体障害者の更生相談所の設置のため必要な助言を行なうことができる。

5 市町村は、身体障害者の更生相談所の設置のため必要な助言を行なうことができる。

6 市町村は、身体障害者の更生相談所の設置のため必要な助言を行なうことができる。

7 市町村は、身体障害者の更生相談所の設置のため必要な助言を行なうことができる。

8 市町村は、身体障害者の更生相談所の設置のため必要な助言を行なうことができる。

9 市町村は、身体障害者の更生相談所の設置のため必要な助言を行なうことができる。

#### 第十二条 都道府県の実施者

（市町村の福祉事務所）

2 身体障害者更生相談所は、身体障害者の福祉を有する者であつて、身体障害者の更生援護を主管する者であると認められる者に委託することができる。

3 市町村の設置する福祉事務所のうち身体障害者福祉司を置くことができる。市町村に對し、特に専門的な知識及び技術を必要とするものとされる事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項、第二十六条第一項、第五十一条の十一、第七十四条並びに第七十六条第三項に規定する業務を行なうものとする。

#### 第十三条 医師

（身体障害者相談所）

2 市及び町村は、その設置する福祉事務所に、相談所に關し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県の身体障害者福祉司は、身体障害者更生相談所に、身体障害者福祉司を置かなければならぬ。

4 前各項に定めるもののほか、身体障害者更生相談所に、身体障害者福祉司を置かなければならぬ。

5 身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で都道府県知事の指定するものを卒業した者

（身体障害者相談員）

2 市町村は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

3 前項の規定にかかるらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することができる。市町村が、障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

4 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに當たつては、身体に障害のある者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福

支援のため、必要な地に身体障害者更生相談所を設けなければならない。

号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六条）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 医師

三 医師

四 社会福祉士

五 身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で都道府県知事の指定するものを卒業した者

六 前各号に準ずる者であつて、身体障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

（民生委員の協力）

七 医師

八 医師

九 医師



該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聽かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申し出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)  
第十九条 第十七条の二第一項第三号又は第十八条の措置を解除する処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第二十条 都道府県は、視覚障害のある身体障害者、肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者から申請があつたときは、その福祉を図るために、必要に応じ、盲導犬訓練施設において訓練を受けた盲導犬(身体障害者補助犬法第二条第二項に規定する盲導犬をいう。以下同じ)、介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は盲導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた盲導犬を貸与し、又は当該都道府県以外の者にこれを貸与することを委託すことができる。

(社会参加を促進する事業の実施)

第二十一条 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業その他の身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。

(売店の設置)

第二十二条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売するために、売店を設置することを許すよう努めなければならない。

2 前項の規定により、売店を設置することを許された身体障害者は、病気その他正当な理由がある場合は、自らその業務に従事しなければならない。

3 第二項の規定により、売店を設置することを許された身体障害者は、病気その他正当な理由がある場合は、自らその業務に従事しなければならない。

## 第二十三条 市町村は、前条に規定する売店の設置及びその運営を円滑にするため、その区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、かつ、公的施設における売店設置の可能な場所、販売物の種類等を調査し、その結果を身体障害者に知らせなければならない。

(製造たばこの小売販売業の許可)  
第二十四条 身体障害者がたばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二十二条第一項の規定による小売販売業の許可を申請した場合において同法第二十三条各号の規定に該当しないときは、財務大臣は、当該身体障害者に当該許可を与えるよう努めなければならない。

2 第二十二条第三項の規定は、前項の規定によりたばこ事業法第二十二条第一項の許可を受けた者について準用する。  
(製作品の購買)

第二十五条 身体障害者の援護を目的とする社会福祉法人で厚生労働大臣の指定するものは、その援護する身体障害者の製作した政令で定める物品について、国又は地方公共団体の行政機関に対し、購買を求めることができる。

2 国又は地方公共団体の行政機関は、前項の規定により当該物品の購買を求められた場合において、適当と認められる価格により、且つ、自らの指定する期限内に購買することができるときは、自らの用に供する範囲において、その求めに応じなければならない。但し、前項の社会福祉法人からその必要とする数量を購買することができないときは、この限りでない。

3 国の行政機関が、前二項の規定により当該物品を購買するときは、第一項の社会福祉法人の受託、納入等を円滑ならしめることを目的とする社会福祉法人で厚生労働大臣の指定するものを通じて行うことができる。

4 社会保障審議会は、この条に規定する業務の運営について必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の機関に対し、勧告をすることができる。

(芸能、出版物等の推薦等)  
第二十五条の二 社会保障審議会は、身体障害者の福祉を図るために、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

2 前項の規定により、公共的施設内に売店を設置することを許したときは、当該施設の管理者は、その売店の運営について必要な規則を定めて、これを監督することができます。

3 第二項の規定により、売店を設置することを許された身体障害者は、病気その他正当な理由がある場合は、自らその業務に従事しなければならない。

(事業の開始等)

第二十六条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労

生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業(以下「身体障害者生活訓練等事業等」という。)を行うことができる。

2 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 国及び都道府県以外の者は、身体障害者生活訓練等事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第二十七条 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、手話通訳事業を行うことができる。

(施設の設置等)

第二十八条 都道府県は、身体障害者社会参加支援施設を設置することができる。

2 市町村は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者社会参加支援施設を設置することができる。

3 社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、身体障害者社会参加支援施設を設置することができる。

4 身体障害者社会参加支援施設には、身体障害者の社会参加の支援の事務に従事する者の養成施設(以下「養成施設」という。)を附置することができる。ただし、市町村がこれを附置する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

5 前各項に定めるもののはか、身体障害者社会参加支援施設の設置、廃止又は休止に關し必要な事項は、政令で定める。

(施設の基準)

第二十九条 厚生労働大臣は、身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2 社会福祉法人その他の者が設置する身体障害者社会参加支援施設については、前項の規定による基準を社会福祉法第六十五条第一項の規定による基準とみなして、同法第六十二条第四項、第六十五条第三項及び第七十一条の規定を適用する。

3 第二十九条の二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

4 第二十八条第二項及び第四項の規定によつて、市町村が設置する身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用

5 第二十九条の二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

6 第二十九条の二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。

## (補装具製作施設)

第三十二条 补装具製作施設は、無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設とする。

(盲導犬訓練施設)

第三十三条 盲導犬訓練施設は、無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設とする。

(視聴覚障害者情報提供施設)

第三十四条 視聴覚障害者情報提供施設は、無料又は低額な料金で、点字刊行物、視聴覚障害者の録音物、視覚障害者用の録画物その他各種情報の記録した物であつて専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳(文字を点字に譲ることをいう。)若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設とする。

(市町村の支弁)

第三十五条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、市町村の支弁とする。

1 第十二条の二の規定により市町村が設置する身体障害者福祉司の設置及び運営に要する費用

2 第二十九条の二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

3 第二十九条の二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

4 第二十九条の二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

5 第二十九条の二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

6 第二十九条の二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

7 第二十九条の二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

8 第二十九条の二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

9 第二十九条の二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

(都道府県の支弁)

第三十六条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のう

ち、次に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

一 第十一条の二の規定により都道府県が設置する身体障害者福祉司の設置及び運営に要する費用

二 第十二条の規定により都道府県が設置する身体障害者更生相談所の設置及び運営に要する費用

二の二 第十二条の三の規定により都道府県が行う委託に要する費用

三 第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用

四 第二十八条第一項及び第四項の規定により都道府県が設置する身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用

(国(支弁))

第三十六条の二 国は、第十八条第二項の規定により、国の設置する障害者支援施設等に入所した身体障害者の入所後に要する費用を支弁する。

(都道府県の負担) 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第三号の費用(第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。)については、その四分の一

二 第三十五条第三号の費用(第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者についての第十八条の規定に限り市町村が行う行政措置に要する費用に限る。)については、その十分の五

(国の負担)

第三十七条 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第四号及び第三十六条第四号の費用(視聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用に限る。)については、その十分の五

二 第三十五条第三号の費用(第十七条の二の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。)及び第三十六条第三号の費用

(第十五条及び第二十条の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。)について、その十分の五

(費用の徴収)

第二十八条 第十八条第一項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第二項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託(国(支弁))の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。)が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号))に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

二 市町村により国(支弁))の設置する障害者支援施設等への入所の委託が行われた場合においては、厚生労働大臣は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

三 厚生労働大臣又は市町村長は、前二項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めたときは、当該身体障害者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当該身体障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に對し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

(準用規定)

第三十八条の二 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第三号の規定又は同法第三条第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

(報告の徴収等)

第三十九条 都道府県知事は、身体障害者の福祉のために必要があると認めるときは、身体障害者生活訓練等事業等を行う者に、その扶養義務者に対する事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対しても質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(第五章 雜則)

第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第四号及び第三十六条第四号の費用(視聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用に限る。)については、その十分の五

二 第三十五条第三号の費用(第十七条の二の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。)及び第三十六条第三号の費用

三 第三十五条第三号の費用(第十七条の二の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。)及び第三十六条第三号の費用

四 第三十五条第三号の費用(第十七条の二の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。)及び第三十六条第三号の費用

施設の運営を適切にさせるため、必要があると認めるとときは、当該施設の長に對して、必要と認めることの報告を求め、又は当該職員に、関係者に対しても質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(第十四条)

第四十条 都道府県知事は、身体障害者生活訓練等事業等を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に關し不當に當利を圖り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行つてゐる者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第四十一条 身体障害者社会参加支援施設又は養成施設について、その設備若しくは運営が第二十九条第一項の規定による基準にそわなくなつたと認められ、又は法令の規定に違反すると認められるときは、都道府県の設置したものについては厚生労働大臣が、市町村の設置したものについては厚生労働大臣が、市町村の設置したものについては都道府県知事が、それぞれ、その事業の停止又は廃止を命ずることができる。

第四十二条 削除 (町村の一部事務組合等)

第四十三条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。(大都市等の特例)

第四十四条 第二項の規定による処分をするには、文書をもつて、その理由を示さなければならない。

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に處する。

一 第十五条第六項の規定に違反した者

二 第十六条第一項の規定に違反した者

三 偽りその他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第十六条第二項の規定に基づく都府県知事の命令に違反した者は、三月以下の懲役又は十万円以下の罰金に處する。

第四十七条 偽りその他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第十六条第二項の規定に基づく都府県知事の命令に違反した者は、三月以下の懲役又は十万円以下の過料に処する。

第四十九条 正当な理由がなく、第三十八条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。

(附則)

第一 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

(施行期日)

第三 この法律は、昭和二十二年法律第六十七号(第二十一第一項の中核市(以下「中核市」といふ。)においては、政令で定めるところにより、

二 百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市(以下「中核市」といふ。)においては、政令で定めるところにより、

二 百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市(以下「中核市」といふ。)においては、政令で定めるところにより、

指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が處理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用されるものとする。

(権限の委任)

第四十四条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。地方厚生局長により、地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

二 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

三 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

四 第一条及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実施命令)

第四十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に處する。

一 第十五条第六項の規定に違反した者

二 第十六条第一項の規定に違反した者

三 偽りその他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 偽りその他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第十六条第二項の規定に基づく都府県知事の命令に違反した者は、三月以下の懲役又は十万円以下の過料に処する。

第四十九条 正当な理由がなく、第三十八条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。

(附則)

第一 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二 この法律は、昭和二十二年法律第六十七号(第二十一第一項の中核市(以下「中核市」といふ。)においては、政令で定めるところにより、

二 百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市(以下「中核市」といふ。)においては、政令で定めるところにより、

二 百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市(以下「中核市」といふ。)においては、政令で定めるところにより、

二 百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市(以下「中核市」といふ。)においては、政令で定めるところにより、

は、公布の日から、第二十七条、第二十八条、第三十八条から第四十一条まで、第四十六条及び第四十七条の改正規定並びに附則第五項及び附則第六項（社会福祉事業法第二条に関する部分を除く。）の規定は、同年六月一日から施行する。

第四十三条の二の規定は、この法律の施行により援護の実施機関に変更があった場合に準用する。

社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

（身体障害者福祉司に関する経過規定）

この法律の施行の際、現に任用されている身体障害者福祉司は、第十条の規定により任用された身体障害者福祉司とみなす。

**附 則（昭和二十七年七月一日法律第二二二号）抄**

（施行期日）

（一）この法律は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和二八年八月一五日法律第二一三号）抄**

（施行期日）

（二）この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

（三）この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（四）この法律は、昭和二十九年三月三一日法律第二八号）抄

（施行期日）

（五）この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（指定医療機関に関する経過規定）

（一）この法律の施行の際現に戦傷病者戦没者遺族等援護法第十七条第三項の規定による厚生大臣の指定を受けている医療機関は、第十九条の二第一項の規定による厚生大臣の指定を受けたものとみなす。

（二）（略）

（三）この法律の施行の際現にろうあ者更生施設を経営している市町村又は社会福祉法人は、この法律の施行の日から起算して三箇月以内に、社会福祉事業法第五十七条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項を当該施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

（四）前項の規定による届出をしたときは、社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

7 この法律の施行の際現にろうあ者更生施設を経営している者で、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外のものについては、この法律の施行の日から起算して三箇月間は、社会福祉事業法第五十七条第二項の規定を適用しない。

8 前項に規定する者が、同項の期間内に第五項に規定する事項及び社会福祉事業法第五十七条第三項各号に掲げる事項を当該施設の所在地の都道府県知事に届け出たときは、同条第二項の規定による許可があつたものとみなす。

附 則（昭和三十一年六月一二日法律第一四八号）

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関への引継し、又は管轄し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継しに必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則（昭和三十一年一二月二〇日法律第一七九号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正前の生活保護法第四十九条の規定により都道府県知事が指定した薬剤師がこの法律の施行の際現に調剤に従事している薬局は、この法律による改正後の同法同条の規定により都道府県知事が指定した薬局とみなす。

附 則（昭和三三年三月三一日法律第二九号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和三三年五月一日法律第一三〇号）抄  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で、政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三三年五月一日法律第一三三号）抄  
(施行期日)

附  
六一號) 抄  
(昭和三七年九月五日法律第一二二)  
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。  
2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の处分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為の他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。  
3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行後に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。  
4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。  
5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。  
6 この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この期間は、この法律の施行の日から起算する。  
7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
8 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。  
附 則 (昭和三八年七月一一日法律第一二三)  
(施行期日)  
(三三二号) 抄

経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

附 則（昭和三八年八月三日法律第一六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三九年七月一日法律第一一六九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（経過規定）

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和四〇年八月一八日法律第一四一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四二年八月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

6 この法律の施行の際現に社会福祉事業等の施設に関する措置法（昭和三十三年法律第百四十四号）第二条の規定により社会福祉法人が国から無償で貸付けを受けた普通財産をその用に供している生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第三項に規定する更生施設が、この法律の施行の日から起算して一箇月以内に更生施設でなくなった場合において、同時に当該施設につきこの法律による改正後の身体障害者福祉法第三十三条の三に規定する内部障害者更生施設の用に供するときは、当分の間、当該施設を社会福祉事業等の施設に関する厚生大臣の指定が行なわれかつて、当該社会福祉法人が当該普通財産を引き続きその内部障害者更生施設の用に供するときは、当分の間、当該施設を社会福祉事業等の施設に関する措置法第二条第一号に規定する施設とみなす。

附 則（昭和四三年五月三一日法律第八〇号）

この法律は、公布の日から施行する。









**第十二条** 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（次条から附則第十四条までにおいて「旧法」という。）第十八条第四項第三号の規定により身体障害者が入所し、又は入所を委託されている地方公共団体又は社会福祉法人の設置する身体障害者更生施設等（第五条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条から附則第十三条までにおいて「新法」という。）第十七条の二十四第四項に規定する身体障害者更生施設等をいう。次条において同じ。）については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に、新法第十七条の二十四第一項の規定による指定があつたものとみなす。

に対し、当該指定施設支援に要した費用（新法第十七条の十第一項に規定する特定日常生活費（次項において「特定日常生活費」という。）を除く。）について、新法第十七条の十第一項に規定する施設訓練等支援費（以下この条において「施設訓練等支援費」という。）を支給する。ただし、当該旧措置入所者が施設支給決定身体障害者となつたときは、この限りでない。

前項の規定により施設支給決定身体障害者とみなされた旧措置入所者及び施設支給決定身体障害者である旧措置入所者に対し支給する施設訓練等支援費の額は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年間に限り、新法第十七条の十二第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

旧措置入所者に係る指定施設支援に通常要する費用（特定日常生活費を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定施設支援に要した費用（特定日常生活費を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額）

二 旧措置入所者はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

第一項の規定にかかるはず、市町村が、やむを得ない事由により同項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けることが著しく困難であると認める旧措置入所者については、新法第十八条第三項の規定により当該特定身体障害者等施設等に入所しているものとみなす。

**第十三条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に新法第十七条の三十二第一項に規定する国立施設（以下この条において「国立施設」という。）に入所している旧法第十八条第四項第三号の措置に係る者（次項において「国立施設旧措置入所者」という。）については、新法第十七条の三十二第二項の規定により当該国立施設に入所しているものとみなす。

前項の規定にかかるはず、市町村が、やむを得ない事由により新法第十七条の三十二第一項の規定により国立施設に入所することが著しく困難であると認める国立施設旧措置入所者については、新法第十八条第三項の規定により当該国立施設に入所しているものとみなす。

**第十四条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にに行われた旧法第十八条第四項第三号に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の負担並びに当該費用についての身体障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

**（施行のために必要な準備）**

**第二十七条** 次に掲げる行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

一 第五条の規定による改正後の身体障害者福祉法第十七条の五の規定による居宅生活支援費の受給の手続、同法第十七条の十一の規定による施設訓練等支援費の受給の手續、同法第十七条の十七の規定による同法第十七条の四第一項の指定の手続、同法第十七条の二十二の四の規定による同法第十七条の十第一項の指定の手続その他の行為

（罰則に關する経過措置）

**第二十八条** この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第二十九条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** （平成一四年二月八日法律第二号抄）

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成一四年五月二九日法律第五号）

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条の規定（身体障害者福祉法第二十二条の三の改正規定中「における厚生労働省令で定める」を「において」に改める部分を除く。）及び次条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

障害者福祉法第四条の二第十一項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について同法第二十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第五五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

附 則（平成一四年一二月二〇日法律第一九一号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第十条から第二十六条までの規定は、同日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

**第二十七条** 附則第一条から第九条まで、附則第十一条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十八条、附則第二十一条及び前条に定めるもののか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年一二月一日法律第一五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年四月一日法律第二五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。（児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置）

**第六条** この法律の規定（第一条を除く。）による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出され



いての身体障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法第二十条第一項の規定による補装具の交付若しくは修理又は補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給については、なお従前の例による。

第四十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に存する旧法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（旧法第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧法第三十条に規定する身体障害者療護施設及び旧法第三十一条に規定する身体障害者授産施設に限る。以下この項及び次項において「身体障害者更生援護施設」という。）の設置者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該身体障害者更生援護施設につき、なお従前の例により運営をすることができる。

2 前項の規定によりなお従前の例により運営をすることができる」ととされた身体障害者更生援護施設については、当該身体障害者更生援護施設を障害者支援施設とみなして、新法の規定を適用する。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第十八条第三項又は第四項の規定による行政措置を受けて旧法第十七条の二十四第一項に規定する身体障害者更生施設等又は旧法第八条第四項に規定する指定医療機関に入所又は入院をしている身体障害者は、同号に掲げる規定の施行の日に、新法第十八条第二項の規定による行政措置を受けて障害者支援施設又は同項に規定する指定医療機関に入所又は入院をしている身体障害者とみなす。

第四十二条 旧法第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業に従事する職員に係る旧法第二十六条の三の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

第四十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法第五十一条第一項の規定による国との貸付けについては、同条第二項から第五項までの規定は、同日以後も、なお従前の例による。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「障害者自立支援法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧法」という。）第五十一条第一項」中「前項」とあるのは、「障害者自立支援法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法」という。第五十一条第一項と、「第三十七条の二」とあるのは、「旧身体障害者福祉法第三十七条の二」とする。

項」と、同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは、「旧法第五十一条第一項」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百二十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年三月三一日法律第二〇号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（児童手当法等の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される國、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

（身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行前に行われた第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第五十一条第一項の規定による国との貸付けについては、同条第一項の規定による改正前の国との貸付けについては、同条第一項の規定による改正前の身体障害者福祉法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号）第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第五十一条第一項と、「第三十七条の二」とあるのは、「旧身体障害者福祉法第三十七条の二」とする。

（施行期日） 第一条 この法律は、平成一九年六月七日法律第五三号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（附則） 第二五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（附則） 第二五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成一九年一月五日法律第一号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成一九年四月一日から施行する。

（附則） 第二五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成一九年四月一日から施行する。

（附則） 第二五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成一九年四月一日から施行する。

（附則） 第二五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二〇年二月一〇日法律第七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二〇年二月一〇日から施行する。

国がこの法律の施行前に貸し付けた旧身体障害者福祉法第五十一条第一項の貸付金についても、適用する。この場合において、新身体障害者福祉法第五十一条第二項中「前項」とあるのは、「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号）。第五項において「一部改正法」という。）第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」といいう。）第五十一条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「旧身体障害者福祉法第五十一条第一項」と、「前項」とあるのは、「一部改正法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧身体障害者福祉法第五十一条第五項」とする。

（身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十八条第二項の規定による指定を受けている旧センターの設置する医療機関については、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の身体障害者福祉法第十八条第二項の規定による指定を受けたものとみなし。

（附則） 第二十五条 附則第三条から第十条まで、第十三条及び第十五条に定めるもののほか、国立高度専門医療研究センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（附則） 第二六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則） 第二七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

（附則） 第二八号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

（附則） 第二九号）抄

**第三十八条** この法律の施行前にした行為並びに  
附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従  
従前の例によることとされる場合におけるこの  
法律の施行後にした行為に対する罰則の適用に  
ついては、なお従前の例による。  
**(その他経過措置の政令への委任)**

**第三十九条** この附則に規定するもののほか、こ  
の法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に關  
する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)**

**第四十五条** 新自立支援法附則第三十九条第一項  
の規定により読み替えられた前条の規定による  
改正後の身体障害者福祉法第九条第三項の規定  
は、施行日以後に継続して同条第二項に規定す  
る特定施設に入所又は入居することにより、

**第三十七条** この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第二項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第二十二条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十二条の五の三第一項の指定の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手續、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

**第二条** 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

正規定を除く。) 及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条(第一号に係る部分に限る)、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
**(調整規定)**

当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同条第三項に規定する身体障害者等について適用する。

（施行期日）  
○五号  
抄  
二〇〇〇年三月一日

に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

施行期日　　までの規定　公布の日

附　則　（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

一　略

一　　第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　　第二条、第十一条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五六、第二十一条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十七条の改正規定に限る。）、第三十五条（第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十三条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症

三百八十九条、第三百九十条及び第三百九十二条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第一百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。）、第一百五十七条、第一百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第一百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十一条、第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十九条、第一百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。）、第一百七十四条、第一百七八条、第一百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（第四项第三項）を「第四条第三項」に改める部分を除く。）、第一百八十八条（環境基本法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十三条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四十七条から第四十九条まで、第五十条から第五十三条まで、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項から第七项まで、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十二条まで、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から

ら第百七条まで、第一百十二条、第一百十七条の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百一十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日  
(罰則に関する経過措置)  
**第八十一条** この法律(附則第一条各号に掲げるる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。(政令への委任)  
**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
**附 則 (平成二十三年一二月一四日法律第一二二号) 抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日  
**附 則 (平成二四年六月二七日法律第五二号) 抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第十条及び第二十八条の規定 公布の日  
二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日  
(政令への委任)  
**附 則 (平成二六年六月四日法律第五二号) 抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

**第七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定について）は、当該各規定（以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条まで（規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き）この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなすこととする。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）	<p>号。以下「通則法改正法」という。の施行の日から施行する。</p>
<b>第二十九条</b>	この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
附 則	（平成二六年六月二五日法律第八三号）抄
（施行期日）	
<b>第一条</b>	この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一	第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条たゞし書、第十八条、第二十条第一項たゞし書、第二十二条、第二十五条第二十九条、第三十一条、第六十七条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定
二	定 公布の日
附 則	（平成二八年三月三一日法律第二一号）抄
（施行期日）	
<b>第一条</b>	この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一	第五条及び第六条の規定並びに附則第五条、第七条、第九条第三十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定
二	の日
附 則	（平成二八年六月三日法律第六三号）抄
（施行期日）	
<b>第一条</b>	この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則	（平成二八年六月三日法律第六五号）抄
（施行期日）	
<b>第一条</b>	この法律は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則	（平成二九年五月三一日法律第四四号）抄

二十二年法律第六十七号) 別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の項第一号の改正規定 附則第十七条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定(いすれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。)並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日

**第六条** 第八条の規定による改正後の身体障害者に対する福祉法第三十八条第三項の規定は、施行日以後に要することとなつた身体障害者福祉法第三十五条第三号（同法第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に係る部分に限る。）又は第三十六条の二に規定する費用の同法第三十八条第一項又は第二項の規定による徴収について適用する。  
(処分、申請等に関する経過措置)

（施行期日）  
号抄  
附則（令和四年六月二二日法律第七六  
号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、刑罰等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定  
二 公布の日

（罰則の適用に関する経過措置）  
**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（政令への委任）  
**第九条** 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な  
はがこの法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七  
条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二  
条第一項の省令としての効力を有するものとす  
る。

第

**（施行期日）**  
**一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**一 第一条、第五条**（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。）及び第十三条の規定並びに附則第十七条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定 公布の日

しなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。  
(罰則に関する経過措置)  
**第十二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)  
**第十三条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

日本に於ける日本の機関に対するの三種が含まれてゐないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

**第三条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもの

第 一 章

**二四四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
（政令への委任）  
（附則）  
（平成三〇年六月二七日法律第六  
六号）  
抄

(施行期日) 号抄 (平成三十年六月八日法律第四四二号)

(身体障害者福祉法)一部改正に伴う経過措置)

**第十一一条** 当分の間、前条の規定による改正後の身体障害者福祉法第九条第二項の規定の適用については、同項中「又は同法第三十条第一項ただし書」とあるのは、「同法第三十条第一項た

**施行期日**  
**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。  
(政令への委任)  
**第四十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

四 二及び三 略  
書、第六十二条第一項及び第七十条第一号ハ  
の改正規定並びに同法附則に一項を加える改  
正規定並びに第五条の規定（社会福祉法第百  
六条の三第一項第三号の改正規定を除く。）  
並びに附則第五条 第十条から第十三条まで  
で、第十五条 第十六条及び第十九条から第

経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日)

号)  
抄

**第一条** この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この

渋谷の公有の日又は当該名号に定める渋谷の公有の日までのいずれか遅い日から施行する。

## 二 附則第十一條の規定

(令和四年法律第七十六号)  
附 則 (令和四年一二月一六日法律第一  
〇四二号) 少

(施行期日) ○四号 拙

**第一条** この法律は令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）

第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第

**四十三条の規定 公布の日**

一条の五の七第一項、第三十三条の十八第一項、第三十三条の二十第五項及び第三十三条の二十二の改正規定並びに第三十三条の二十

三の次に二条を加える改正規定、第七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条

中障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第五条、第一十条、第二十二条、第四十五条の三第二項、

第三項及び第七項並びに第七十四条の三第四項の改正規定、第十三条中身体障害者福祉法

第九条第二項から第四項までの改正規定並びに第十四条中知的障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに附則第四項

二条、第二十四条、第三十六条及び第三十七条

四 三 略 条の規定 令和五年四月一日  
第三条の規定、第六条の規定、第八条中清

掲げる改正規定を除く。) 及び第十五条の規定(精神保健福祉士法第二条の改正規定(「第五条に規定する精神保健福祉士」を「第五条第十九項」に改める部分に限る。)並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第二十八条、第四十一条及び第四十二条の規定(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

**別表** (第四条、第  
**第四十三条** この  
の法律の施行に  
する経過措置を

（中）「及び介護保険施設」とある。併せて「介護施設及び介護療養型医療施設若しくは介護保険施設」とあるのは、設を含む。」は、政令で定める。

五 6  
1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害